

## 太子町養育支援訪問事業（家事支援）仕様書

対象者	太子町内に住所を有する家庭のうち、次のいずれかに該当する家庭の妊婦、または18歳未満の児童及びその養育者とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。
	(1) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診者や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
	(2) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
	(3) 児童の心身の発達の程度、出生の状況、乳幼児健診の状況等から、心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来的に精神、運動、発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭
	(4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
	(5) 児童養護施設等を退所若しくは里親委託終了後の家庭復帰等のため、児童の自立に向けた支援が必要な家庭
履行場所	太子町内
支援内容	援助内容は育児・家事援助とし、主な内容は、次のとおりとする。
	ア 食事の準備、片付け及び助言
	イ 衣類の洗濯、片付け及び助言
	ウ 居室等の掃除、整理整頓及び助言
	エ 生活必需品の買い物及び助言
	オ その他必要な育児家事支援及び助言
利用期間	原則、利用開始後1ヶ月以内とする。延長に関してはケース会議等で方針決定します。
利用時間	1回のサービスは1時間単位で1日2時間以内とし、20時間/月を上限とする。
利用時間帯	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日を除く日の午前7時から午後7時
対象者自己負担金	なし
委託料（町負担）	1時間 2,600円（非課税）
その他	本仕様書の内容及び明示していない項目について疑義が生じた場合は、別途協議します。